

第 23 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 2 年 11 月 19 日（木）13：50～14：05
 - 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
 - 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、加太医療保健部長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、山岡地域連携部副部長、富永国体・全国障害者スポーツ大会局次長、横田南部地域活性化局長、前田農林水産部長、島上雇用経済部長、河口観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備理事、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、串警察本部警備第二課危機管理室長、高間四日市港管理組合経営企画部長、伊藤四日市市危機管理室長、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

（服部危機管理統括監）

- ・これより「第 23 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・事項 1「新型コロナウイルス感染症対策本部の体制について」説明をお願いします。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（清水防災対策部副部長）資料 1 に沿って説明

- ・対策本部の体制について、4 月 10 日から、部局横断型として運用しているところである。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する、差別・偏見の問題への対応や、日本語が得意でない県民の皆様に向けた多言語の情報提供などについて、すでに関係部局で取り組んでいるところであるが、対策本部として明確につけるため、人権・多言語支援部を設置することとした。
- ・また、事務局に広聴広報班や患者情報・地域支援班を新たに位置づける等の見直しを行っている。

（服部危機管理統括監）

- ・このことについて何か質問はあるか。
（質疑なし）

議題2 「新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等」について

議題3 「モニタリング指標」について

(服部危機管理統括監)

- ・ 事項2「新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等」及び事項3「モニタリング指標」について説明をお願いします。

(中尾医療保健部副部長) 資料2に沿って説明

- ・ まず県内発生状況等について説明する。発生状況としては、昨日11月18日時点で延べ645人であり、8月31日の緊急警戒宣言解除後以降、クラスター発生等による一時的な増はあるものの、低減傾向が続き、10月15日に特措法に基づく要請を解除したところであるが、11月に入り増加傾向となっている。
- ・ 次のページについて、直近の人口10万当たりの新規感染者数は、9月12日以降、2.5人以下を継続していたが11月に入り、数値が上昇しはじめ、本日11月19日時点では、2.5人を超えている状況となっている。
- ・ その下が年齢別の発生状況である。9月はクラスターの影響などにより、60代以上が約半数を占めていたが、10月は再び各年代へ感染が拡大し、11月は30代以下が過半数となっている。
- ・ 次のページ感染経路の状況について説明させていただく。7月4日から11月13日の間において、接触者としての感染が72%、感染経路が判明しているものが10%。感染経路不明の患者が18%という状況である。
- ・ その下が保健所管内別の内訳である。鈴鹿保健所の感染件数、割合が多いのはクラスターの影響によるもの。
- ・ 7ページをご覧ください。感染経路の詳細について、9月以降は総じて、県内由来の感染の割合が多くなっている。
- ・ 経路別では、クラスターの影響によって、9月は医療機関58%、10月は介護施設34%、11月が飲食45%とそれぞれ高い割合を示している。
- ・ 次のページ、PCR検査件数と陽性率について11月13日時点のデータであるが、9月下旬以降の陽性率は減少傾向であったが、10月中旬を境に上昇傾向になり、3.4%の陽性率となっている。
- ・ 別添資料として、接触者検査別、9保健所管内別のデータを添付しているため、後程ご確認いただきたい。
- ・ 次のページをご覧ください。病床宿泊療養施設の確保状況についてですが、まん延期に備え、病床349床、宿泊施設100床プラスアルファを確保しているところである。
- ・ その下が季節性インフルエンザとの同時流行を踏まえた外来診療検査体制である。まず受診に係る相談対応について、かかりつけ医等の地域で身近な医療

機関で対応し、相談する医療機関に迷う患者等に対しては、保健所が担う受診・相談センターが診療・検査医療機関を紹介することとなる。

- 診療検査対応については、診療・検査医療機関が今後診療検査の主な役割を担うことになり、11月10日時点で441医療機関を指定している。受診・相談診療検査に係るフローは下の図のとおり。
- 次のページは、政令の一部改正に関するものである。改正の概要は、入院の勧告措置の対象を、(1)及び(2)の対象者に限定するというものであり、(1)は、65歳以上の者や、呼吸器疾患を有する者、その他厚生省、厚生労働省令で定める①から⑧のいずれかに該当するものである。(2)では、上記以外のものであって、まん延を防止するために定められた、健康状況報告等の事項を守ることに同意しないものも、この対象となる。その他として、入院が必要な状態でないと判断されるものについては、宿泊療養及び自宅療養を求めることとなっている。
- これを受けた三重県の対応について、法令事項であることから基本的に国の方針に従うものの、当面は入院を基本としつつ、自宅療養、宿泊療養も可能な形として、流行状況を踏まえて順次移行していく。
- 今後の取り組みとして、一定程度の入院数になれば、入院期間を短縮し、自宅療養、宿泊施設療養に移行する旨を周知することと考えている。
- 次に、モニタリング指標の見直しについて説明させていただく。
- モニタリング指標の見直しは、県内の感染傾向や状況変化等を踏まえてより的確に感染状況をとらえて適時に対策がとれるよう、見直しを検討したものである。
- 新規感染事例数については削除している。これは主に県外からの持ち込みなどの観点から設定していたが、感染経路不明や、県内由来の発症割合も増加していることから、新規患者全体のトレンドを見る新規感染者増加割合に変更することとした。
- 新規感染者数については継続とする。感染状況を見る観点から継続するが、期間については国の指標に合わせて、5日間から7日間に変更している。
- また、新たに感染経路不明率を追加した。これは市中感染などの拡大状況を見る指標として設定したものである。本県で再発生した7月10日以降の当該指標の平均を踏まえ、目安を20%と設定している。
- 次に新規感染者増加割合も新たに追加しており、増加傾向を早期に把握するなどの観点から設定するもので、直近の7日間とそれ以前の7日間を日単位で移動させて合計で計算して比較する。
- 入院患者数は継続しており、これについては当面入院を基本としていく方針であるために継続としているが、今後宿泊・自宅療養に移行し、現在の方向を転

換する時点で対象範囲を入院宿泊施設及び自宅療養とする指標に設定いたしたい。

- ・なお、見直し後の本時点における指標の状況は新規感染者 60 人、感染経路不明率 9.5%、新規感染者増加割合は 1.94 倍、入院患者数は 71 人となっており、感染経路不明率以外はすべて目安を超えている。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。

(質疑なし)

議題 4 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 7」 について

(服部危機管理統括監)

- ・事項 4 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 7」
について説明をお願いします。

(清水防災対策部副部長) 資料 3 に沿って説明

- ・資料 3 について説明させていただく。まず「はじめに」をご覧いただきたい。
1 ページの 2 段落目について、全国的に 11 月以降感染者が急増し、本県においてもクラスターの発生を含め、連日感染者が発生している。
- ・また先般、国から 12 月から来年 2 月末までのイベント開催の取り扱いについて示されるとともに、政府の分科会から「感染リスクが高まる 5 つの場面」で「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」など最近の感染状況を踏まえたより一層の体制強化について提言されている。
- ・こうした状況や、事項 3 で説明のあったモニタリング指標の見直しを反映するため、『三重県指針』を ver. 7 に改定する。
- ・4 段落目にあるようにこの ver. 7 については、来年 3 月以降のイベント開催の取り扱いについて、改めて国から示されることも踏まえて、期間を令和 3 年 2 月 28 日までとしている。
- ・3 ページをご覧いただきたい。三重県指針 ver. 6 からの変更点を中心に説明させていただく。
- ・まず、1 (2) の 2 つ目の○について、家庭内感染が多く発生していることから、外食時は「密」を避け、人との距離を確保することや、帰宅時にまず手洗い等の基本な対策を具体的に記載している。
- ・4 つ目の○では、飲食を伴う懇親会や大人数や長時間の飲食など政府の分科会から提言があった「感染リスクが高まる 5 つの場面」に応じた、感染防止対策

の徹底について、特措法に基づく協力を要請する。

- 5つ目の○では飲食は少人数、短時間で、箸やコップは使い回さないなど、会食の際の感染リスクを避けるための対策をお願いしている。
- 6つ目の○では冬季においても十分な換気を行っていただくことをお願いしている。
- なお、「感染リスクが高まるの5つの画面」と、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」については、それぞれ15ページ、16ページに資料を添付しているため、ご参考としていただきたい。
- 4ページの2つ目の○について、ver. 6では偏見や差別の根絶における対応に記載していた内容を、県民の皆様にはわかりやすいように、内容は変更せず、こちらに記載した。
- (4)の移動について、県内県外を問わず移動の際には、「新しい生活様式」や「新しい旅のエチケット」の実践に加えて、特に「感染リスクが高まる5つの場面」において、感染防止対策の徹底をお願いしている。
- 県外の皆様に対しても、三重県に移動の際には、同様に「感染リスクが高まる5つの場面」における感染防止対策の徹底をお願いする。
- 5ページをご覧いただきたい。事業者の皆様への(1)4つ目の○では、全国でクラスターが発生しているような施設における感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を特措法に基づいて協力要請をしている。
- 5つ目の○では、従業員の皆様へ休憩中や勤務後の懇親会などの居場所の切り替えに対する注意喚起をしていただくようお願いしている。
- 6つ目の○では、県民の皆様と同様に、冬季における十分な換気をお願いしている。
- 7つ目の○は、政府分科会の提言において、早期検知しにくいクラスターの対応としてまとめられている内容であり、若年層は検査においては感染しても、無症状の場合が多いことから、高等教育機関等の皆様に学生に対して学外の行動も含めた感染防止対策の徹底についてお願いしている。
- 8つ目の○は外国人生徒のいる教育機関や、外国人を雇用する事業者の皆様には、感染防止対策徹底の丁寧な周知をお願いするものである。
- 6ページの4. イベントにおける感染防止対策について、適用期間は ver. 7では、12月1日から、令和3年2月28日までとしている。
- (1) イベント参加者の皆様への4つめの○では、主催者が存在しないクリスマス、大晦日、初日の出などの季節の行事に参加する場合は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、不特定多数が密集、大声の発生を伴う可能性が高い場合は参加を控えていただくようお願いする。
- (2) ① イベント開催目安の表をご覧いただきたい。表真ん中の、概ね大声で

の歓声・声援がないことを前提としたイベントの欄に飲食を伴うが発声がないものを追記している。

- ・次ページの7ページについて、飲食を伴うイベントについては本来、大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベントと同様の扱いとするが、映画館の上映時などイベント中の発声がないことを前提としている場合は、収容率の上限は100%とする。
- ・9ページをご覧いただきたい。6. モニタリング指標については、見直しを行った内容を示している。なお、10、11 ページに参考資料を添付しているが、ver. 6 からの変更点として国から改めて、イベント開催時の必要な感染防止策として具体的な追記があったため、その内容を反映している。説明は以上である。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。
(質疑なし)

議題5 各部からの報告事項

(服部危機管理統括監)

- ・各部局からの報告事項について、まずは子ども・福祉部から報告をお願いします。
(大橋子ども・福祉部部長)
- ・1点目は資料1における、本部体制における多言語支援関係である。生活福祉資金の特例貸付が急増している中、特に6月以降外国籍の方の申請が急増している。
- ・これに対応するため、生活困窮者に対する支援を行う、三重県生活相談支援センターにおいて、多言語のパンフレットを作成・配布する。また、翻訳ポケットを設置するほか、外国籍の方からの相談に対応するため、オンライン通訳サービスを導入していく。
- ・2点目は、事業者の方の感染リスクへの不安に対応するための取り組みである。児童福祉施設や放課後児童クラブ等を対象に、感染症対策に関する相談窓口設置や看護師等専門職の訪問指導を行い、日々の活動の不安軽減につなげてきている。
- ・次に、社会福祉施設等で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した場合の施設職員の不足に対応するため、障害者福祉施設団体等と職員を派遣するための協定を締結している。また、クラスター発生時の実例対策マニュアル、BCPの作成等について情報提供をしている。以上である。

(服部危機管理統括監)

- ・次に環境生活部からの報告をお願いします。
(岡村環境生活部部長)
- ・外国人住民への対応として多言語や、やさしい日本語での情報の発信及び伝達、相談体制を多元的なチャンネルで進める必要があることから、環境生活部では、県ホームページのトップに外国人住民に向けたサイトのリンクを表示するとともに、市町や国際交流協会等と連携して、外国人コミュニティのキーパーソンや外国人が利用する施設、レストラン、食材店等に対して感染拡大防止に向けた情報発信の協力を依頼する。
- ・また、県内各保健所と情報共有して外国人対応の体制を整備するとともに、大使館へ自国民への情報発信を依頼していく。以上である。
(服部危機管理統括監)
- ・次に雇用経済部からの報告をお願いします。
(島上雇用経済部部長)
- ・三重 Go To Eat キャンペーンについて、11月16日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部の意見を受け、農林水産省から各都道府県の感染状況を踏まえて、食事券ポイント利用を原則子ども除く4人の単位にする人数制限を導入するかを検討するよう、要請があった。
- ・雇用経済部としては次の理由により、現時点で人数制限を行わない。
- ・1点目は、8月から9月にかけて飲食店向けの感染防止対策の補助金が活用され、多くの飲食店で感染防止対策が講じられており、現時点で県内の飲食店においてクラスターの発生が確認されていないこと。
- ・2点目は、本県 Go To Eat 食事券の購入者と利用店舗は県内に限定しており、感染が拡大している地域の方の利用が制限されていること。
- ・3点目は、商工団体からの報告として、飲食店において、アクリルパネルや空気清浄機の設置など感染防止対策が進み、利用者に対しても検温やマスク着用を呼びかけており、命と経済の両立が期待されている。
- ・これらのことから、三重 Go To Eat キャンペーンについて、現時点では人数制限を行わないこととしたい。
- ・なお、三重 Go To Eat キャンペーンの加盟店に対して、キャンペーン事務局を通し、感染防止対策の徹底を改めて周知する。以上である。
(服部危機管理統括監)
- ・この他に報告があれば発言をお願いします。
(発言なし)

議題6 知事指示事項

(服部危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いする。
(鈴木知事)
- ・現状は、数で言えば第3波が来ていると言わざるをえない、厳しいという状況である。
- ・人口10万人当たりの感染者数も2.5を上回っていること等から、本日県民、事業者の皆様に対して、特措法第24条第9項に基づく要請を行う。
- ・皆様に、法に基づく協力要請をさせていただき以上、県庁においても最大限の警戒感を持って、油断、楽観することなく緊張感を持った対応をお願いする。
- ・一方、緊急警戒宣言について、昨日までの11月の感染者80人のうち48%がクラスター関連であること、この1週間の感染経路不明割合が9.5%と低いこと、病床の確保が緊急警戒宣言を出した8月の時は209床であったが、今は349床と1.7倍の病床確保していることから、緊急警戒宣言は行わないが、特措法に基づいて、皆様に協力を要請することから、繰り返すが緊張感を持った対応をお願いする。
- ・その上で、6点申し上げる。
- ・今回公表の「三重県指針」ver. 7では特措法第24条第9項に基づく協力要請も行うことから、各部局においてはその内容について、丁寧に確実に県民・事業者の皆様に対し周知すること。なお、周知の際は各部局の周知対象者に応じたリスクがどこにあるのかを考え、SNSも活用しながら興味・関心を持ってもらえる方法で伝えること。また、対策の実施に当たっては、市町をはじめ関係機関と緊密に連携して取り組むこと。
- ・外国人住民の方は、言語の問題や文化の違いなどから行政が発信した情報が届きにくい側面がある。人権・多言語支援部が中心となり、市町等と連携して、多言語での注意喚起を様々なツールを用いて今まで以上に積極的に行うとともに、感染者発生時には速やかな対応が取れるよう、体制を強化すること。
- ・年末年始が近づき、会食の機会が増えることが想定される。指針に示した感染防止対策の徹底について、職員自身が率先して実践するとともに、県民・事業者の皆様に対し確実に周知すること。併せて、各部局においては所管する団体に対し、ガイドラインの遵守や掲示物などを用いた感染防止対策の徹底について改めて周知するとともに、「安心みえるLINE」への登録、QRコードの掲示について、積極的な活用をお願いすること。
- ・高等教育機関等では、懇親会、寮生活や課外活動をきっかけに感染する事例が全国で散見されることから、改めて学生等に「5つの場面」等での感染防止対策の徹底を周知・啓発するよう、高等教育機関等に対し協力を依頼すること。
- ・年末年始に向けて業務・行事等を見直し、感染拡大防止のため休暇取得の分散化を進めること。併せて、事業者の皆様に対しても、休暇の分散取得にご協力

いただけるよう、周知を行うこと。

- 感染された方、医療従事者や外国人住民の方などが、不当な差別や偏見、いじめを受けたりすることは、絶対にあってはならない。偏見・差別の防止に向けた啓発・教育や被害者に寄り添った相談対応等の取組を加速させること。

(服部危機管理統括監)

- 各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- 以上で本部員会議を終了する。